

# 秋田県公報

## 目 次

規則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(三七・障害福祉課)……………1

○砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則(三八・河川砂防課)……………3

○租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則(三九・建築住宅課)……………5

## 規 則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第三十七号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十八年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第十五号を第二十八号とし、第十四号を第二十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十四 法第六十三条の三の二第二項の規定による障害児施設給付費等の支給の要否を決定すること。

二十五 法第六十三条の三の二第二項の規定による重症心身障害児施設支援に係る障害児施設給付費等の支給の要否を決定すること。

二十六 令第二十七条の二第一項の規定による負担上限月額を定めること。

二十七 令第二十七条の十一第一項の規定による障害児施設医療負担上限月額を定めること。

第二条第一項中第十三号を第二十二号とし、第十二号を第二十一号とし、同項第十一号中「第一号から第三号まで、第五号、第

八号、第九号及び次号から第十四号」を「第八号から第十号まで、第十二号、第十五号、第十六号及び第二十一号から第二十三号」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九 法第五十七条の三第一項の規定により、障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること。

二十 法第五十七条の四の規定により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めること。

第二条第一項中第十号を第十七号とし、第一号から第九号までを七号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第七号までとして次の七号を加える。

一 法第二十四条の三第一項の規定による申請を受理すること。

二 法第二十四条の三第二項の規定により、障害児施設給付費の支給の要否を決定すること。

三 法第二十四条の三第四項の規定により、障害児施設給付費を支給する期間を定めること。

四 法第二十四条の三第六項の規定により、施設給付決定保護者に対し施設受給者証を交付すること。

五 法第二十四条の四第一項の規定により、施設給付決定を取り消すこと。

六 法第二十四条の四第二項の規定により、施設給付決定保護者に対し施設受給者証の返還を求めること。

七 法第二十四条の七第一項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給の要否を決定すること。

第十条の見出し中「証票」を「証票等」に改め、同条中「別記様式」を「様式第一号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五十七条の三第二項において準用する法第二十四条の十五第二項の規定による証明書は、様式第二号によるものとする。

別記様式中「証票等」を「証票等」を「森田 昭一(森田昭一証票等)」に改め、同様式裏面中「職員」を「職員」に改め、同様式を様式第一号とし、同様式の次に次の一様式を加える。



附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十八号

砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則

砂防法施行条例施行規則（平成十五年秋田県規則第十八号）の

一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂防法施行細則

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行について

は、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）及び砂

防法施行条例（平成十五年秋田県条例第三十二号。以下「条

例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところ

による。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（身分を示す証明書の携帯等）

第三条 砂防法第二十三条第一項の規定により砂防指定地又はこ

れに隣接する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す

様式第十一号による証明書を携帯し、関係者の請求があつたと

きは、これを提示しなければならない。

様式第十号の次に次の一様式を加える。

様式第11号 身分証明書 (第3条関係)

(表面)

6センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、砂防法第23条第1項の規定により砂防指定地又はこれに隣接する土地に立ち入ることができる職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

8センチメートル

(裏面)

砂防法抜粋

第2条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第23条 砂防ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

略

砂防法施行細則抜粋

(身分を示す証明書の携帯等)

第3条 砂防法第23条第1項の規定により砂防指定地又はこれに隣接する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す様式第11号による証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を修正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十九号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則の一部を修正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則（昭和四十九年秋田県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

租税特別措置法施行細則

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 優良な宅地の造成の認定（第二条―第九条）
- 第三章 優良な住宅の新築の認定（第十条―第十二条）
- 第四章 特定の民間再開発事業等の認定（第十三条―第十七条）
- 第五章 雑則（第十八条）

附 則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「法」という。）の施行については、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「令」という。）及び租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第一条の次に次の章名を付する。

第二章 優良な宅地の造成の認定

第二条の見出しを「（優良宅地の認定の申請）」に改め、同条第一項中「第六十三条第三項第五号イ、第三十一条の第二項第十四号ハ又は第六十二条の三第四項第十四号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イ」に、「基づく」を「よる」に、「優良宅地認定申請書（様式第一号）」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項中「図書」を「書類」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 別に定める様式による設計説明書

第二条第二項第七号を次のように改める。

七 申請者が土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業」という。）の施行に関する事業を行う者であるときは、省令第十三条の三第八項第二号口又は第二十一条の十九第九項第二号口に掲げる書類

第二条第二項第八号中「必要と認められる」を「知事が必要と認める」に改める。

第四条の見出しを「（認定済証の交付）」に改め、同条中「場合は、認定書（様式第三号）」を「ときは、申請者に別に定める様式による認定済証」に改める。

第六条第一項中「工区に分けた場合は」を「造成区域を工区に分けたときは、」に、「優良宅地証明申請書（様式第四号）」を「別に定める様式による申請書」に改め、同条第二項中「造成が、」を「造成が」に、「場合には、証明書（様式第五号）」を「ときは、申請者に別に定める様式による証明書」に改める。

第七条の見出し中「廃止」の下に「届出」を加え、同条中「宅地造成工事廃止届出書（様式第六号）」を「別に定める様式による届出書」に改める。

第八条の見出し中「認定に基づく」を削り、同条中「基づく」を「よる」に、「第三十一条の第二項第十四号本文及び第六十二条の三第四項第十四号本文」を「第三十一条の第二項第十四号及び第六十二条の三第四項第十四号」に改め、「証明書の交付」を削り、「限り、地位承継届出書（様式第七号）」を「別に定める様式による届出書」に、「提出し」を「提出したときは」に改める。

第九条第一項中「土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）の規定による」を削り、「が完了した後、」を「よる」に、「基づく」を「よる」に、「同法」を「土地区画整理法」に、「後 優良宅地認定申請書」を「（以下「換地処分公告」という。）後、別に定める様式による申請書」に、「提出するものとする」を「提出しなければならない」に改め、同条第二項中「土地区画整理事業」を「前項の規定にかかわらず、土地区画整理事業」に、「優良宅地認定申請書」を「申請書」に改め、同条第三項中「造成が、」を「造成が」に、「場合は、証明書（様式第八号）」を「ときは、申請者に別に定める様式による証明書」に改める。

第九条の次に次の章名を付する。

第三章 優良な住宅の新築の認定

第十条を次のように改める。

（優良住宅の認定の申請）

第十条 法第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の第二項第十五号二、第六十二条の三第四項第十五号二又は第六十三条第三項第六号の規定による認定（以下「優良住宅の認定」という。）を受けようとする者は、住宅の新築の工事完了後に別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、法第三十一条の第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二の規定による認定の申請は、住宅の新築の工事着手後で、かつ、優良住宅の認定が可能な程度に工事が進行しているときは、工事完了前においても行うことができる。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該住宅の敷地の用に供された一団の宅地（以下「一団の宅地」という。）の面積計算書

二 一団の宅地に係る土地の登記事項証明書

三 一団の宅地の方位、道路及び目標となる地物を記載した付近見取図

四 一団の宅地について、面積の計算上必要な事項、各敷地の区分及び各家屋の位置を記載した縮尺三分の一の図面

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六條第一項の確認済証又はその写し

六 当該申請を住宅の新築の工事完了後に行うときは、建築基準法第七條第五項の検査済証又はその写し

七 申請者の宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三條第一項の免許又は同条第三項の免許の更新、設計者又は工事監理者の建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十三條第一項又は第三項の登録及び工事施行者の建設業法（昭和二十四年法律第九十号）第三條第一項の許可又は同条第三項の許可の更新に関する調査

八 延床面積、各階ごとの床面積、共用部分が家屋の延床面積に占める比率その他住宅の居住の用に供する部分を算定するために必要な事項を記載した床面積計算書

九 居住の用に供する部分と居住の用に供する部分以外の部分との別、専有部分と共用部分との別及び住宅部分と非住宅部分との別を記載した各階平面図

十 方位、間取り、各室の用途、壁の位置及び種類、台所等の設備並びに床面積の計算上必要な事項を記載した縮尺百分の一の各階平面図

十一 台所、水洗便所、洗面設備、浴室及び収納設備に関する説明書及び図面

十二 敷地面積計算書

十三 方位、敷地の境界線、敷地内における家屋及び附属家屋の位置並びに敷地面積の計算上必要な事項を記載した縮尺二百分の一の配置図

十四 請負契約書その他の書類又はその写しで、住宅の建築費の証明となるもの

十五 総建築費及びその細目であつて、本体工事、特殊基礎工事及び各附属設備工事ごとに昭和五十四年建設省告示第七百六十八号第三第四号に規定する建築費に含まれる費用と含まれない費用とを区分したものを、請負契約書その他の書類との関連に関する説明並びに三・三平方メートル当たりの建築費に関する事項を記載した建築費計算書

十六 当該住宅が高床式住宅（豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう。以下同じ。）の場合であつて、第五号に掲げる書類にその旨の記載がないときは、建築基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁の当該住宅が高床式住宅に該当するものであることを証する書類で床面積の記載のあるもの

十七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
3 前項の規定にかかわらず、住宅の新築の工事完了前に法第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二の規定による認定を受けた場合で法第二十八条の四第三項第六号又は第六十三条第三項第六号の規定による認定を受けようとするときは、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 建築基準法第七条第五項の検査済証又はその写し  
二 法第三十一条の二第二項第十五号二又は第六十二条の三第四項第十五号二の規定による認定を受けた後の設計の変更に係る事項に関する書類  
三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
本則に次の二条及び二章を加える。

(認定の基準)  
第十一条 知事は、優良住宅の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る住宅が昭和五十四年建設省告示第七百六十八号に規定する基準に適合し、かつ、当該申請の手続がこの規則の規定に違反していないと認めるときは、優良住宅の認定を行うものとする。

(認定済証の交付)  
第十二条 知事は、優良住宅の認定を行つたときは、申請者に別に定める様式による認定済証を交付するものとする。

第四章 特定の民間再開発事業等の認定

(特定の民間再開発事業認定等の申請)  
第十三条 令第二十条の二第二項若しくは第三十八条の四第二十項の規定による認定（以下「特定の民間再開発事業認定」という。）又は令第二十五条の四第二項若しくは第三十九条の七第九項の規定による認定（以下「特定民間再開発事業認定」という。）を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 当該申請に係る事業（以下「特定事業」という。）の施行地区内の土地の所有者又は借地権を有する者の当該特定事業に対する同意書（法第三十七条の五第一項の表第一号の上欄に規定する特定民間再開発事業の施行地区内の土地に係る所有権又は借地権を共有することとなる者の同意書にあつては、その者が当該共有に對し同意していることが明らかであるもの）  
二 特定事業の施行地区内の土地及び建物の登記事項証明書（借地権について登記がされていないときは、借地権設定契約書その他の借地権が存することを証する書面）  
三 特定事業の施行地区の方位、道路、目標となる地物及び施行地区を記載した縮尺千分の一以上の付近見取図  
四 各敷地の区分及び各建物の位置を記載した縮尺五百分の一以上の図面  
五 建築基準法第六条第一項又は第十八条第三項の確認済証又はその写し  
六 特定事業に係る中高層の耐火建築物の縮尺五百分の一以上の配置図及び各階平面図  
七 特定事業の施行地区内の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画法施設、同法第十二条の五第二項第三号に規定する地区施設又は建築基準法施行令（昭和二十五年政令第百三十八号）第百三十六条第一項に規定する空地の位置及び規模を記載した縮尺千分の一以上の図面

八 特定事業の施行地区が都市計画法第十二条の五第三項に規定する再開発等促進区の区域内にあるときは、同条第二項第三号に規定する地区整備計画の写し及び建築基準法第六十八条の二第二項の規定による条例の写し  
九 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類  
(地区外転出事情認定の申請)  
第十四条 令第二十五条の四第十六項又は第三十九条の七第十一項の規定による認定（以下「地区外転出事情認定」という。）

を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。  
2 前項の申請書には、省令第十八条の六第三項に規定する省令で定める事情によるものにあつては第一号に掲げる書類、同条第四項又は省令第二十二条の七第二項に規定する省令で定める事情によるものにあつては第二号に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 住民票、身体障害者手帳その他法第三十七条の五第一項の表第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人又はその者と同居を常況とする者が高齢であり、又は身体上の障害があることを証する書類  
二 従前の事業に係る許可証又はその写し、法人の登記事項証明書その他従前の事業の概要を記載した書類  
(特定の民間再開発事業認定等の基準)  
第十五条 知事は、特定の民間再開発事業認定又は特定民間再開発事業認定の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定の民間再開発事業認定又は特定民間再開発事業認定を行うものとする。  
一 当該申請に係る事業の内容が特定の民間再開発事業認定にあつては令第二十条の二第二十一項又は第三十八条の四第二十項、特定民間再開発事業認定にあつては令第二十五条の四第二項又は第三十九条の七第九項に規定する令で定める事業の要件に適合すること。  
二 当該申請の手続がこの規則に違反していないこと。  
(地区外転出事情認定の基準)  
第十六条 知事は、地区外転出事情認定の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、地区外転出事情認定を行うものとする。  
一 当該申請に係る地区外転出の事情が令第二十五条の四第十六項又は第三十九条の七第十一項に規定する令で定める場合に適合すること。  
二 当該申請の手続がこの規則に違反していないこと。

(認定済証の交付)  
第十七条 知事は、特定の民間再開発事業認定、特定民間再開発事業認定又は地区外転出事情認定を行つたときは、申請者に別に定める様式による認定済証を交付するものとする。

第五章 雑則  
第十八条 この規則の規定により知事に提出する書類（以下「書類」という。）は、当該申請又は届出に係る土地の区域を所管する地域振興局長を経由して提出しなければならない。

を受けようとする者は、別に定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。  
2 前項の申請書には、省令第十八条の六第三項に規定する省令で定める事情によるものにあつては第一号に掲げる書類、同条第四項又は省令第二十二条の七第二項に規定する省令で定める事情によるものにあつては第二号に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 住民票、身体障害者手帳その他法第三十七条の五第一項の表第一号の上欄に掲げる資産の譲渡をした個人又はその者と同居を常況とする者が高齢であり、又は身体上の障害があることを証する書類  
二 従前の事業に係る許可証又はその写し、法人の登記事項証明書その他従前の事業の概要を記載した書類  
(特定の民間再開発事業認定等の基準)  
第十五条 知事は、特定の民間再開発事業認定又は特定民間再開発事業認定の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特定の民間再開発事業認定又は特定民間再開発事業認定を行うものとする。  
一 当該申請に係る事業の内容が特定の民間再開発事業認定にあつては令第二十条の二第二十一項又は第三十八条の四第二十項、特定民間再開発事業認定にあつては令第二十五条の四第二項又は第三十九条の七第九項に規定する令で定める事業の要件に適合すること。  
二 当該申請の手続がこの規則に違反していないこと。  
(地区外転出事情認定の基準)  
第十六条 知事は、地区外転出事情認定の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、地区外転出事情認定を行うものとする。  
一 当該申請に係る地区外転出の事情が令第二十五条の四第十六項又は第三十九条の七第十一項に規定する令で定める場合に適合すること。  
二 当該申請の手続がこの規則に違反していないこと。

2 書類の部数は、正本一部及び副本一部とする。ただし、第二条第一項の申請に係る宅地の造成区域が二以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数と同じ数とする。様式第一号から様式第八号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則の廃止)
- 2 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務取扱規則(昭和四十九年秋田県規則第二十五号)は、廃止する。  
(市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則の一部改正)
- 3 市町村への権限移譲の推進に関する条例に基づき権限移譲対象事務等の範囲を定める規則(平成十六年秋田県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第二条の表第十一号中「租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務取扱規則」を「租税特別措置法施行細則」に改める。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-8766  
E-mail: matsubarara@matsubarainst.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄